

定 款

社会福祉 石川県共同募金会
法 人

社会福祉法人石川県共同募金会定款

昭和 26 年 7 月 19 日	設 立 登 記
昭和 27 年 8 月 4 日	一部変更認可
昭和 33 年 11 月 20 日	一部変更認可
昭和 35 年 9 月 24 日	一部変更認可
昭和 37 年 11 月 14 日	一部変更認可
昭和 44 年 2 月 5 日	一部変更認可
昭和 44 年 3 月 20 日	一部変更認可
昭和 57 年 7 月 14 日	一部変更認可
平成 6 年 3 月 24 日	一部変更認可
平成 9 年 9 月 29 日	一部変更認可
平成 13 年 4 月 1 日	一部変更認可
平成 15 年 4 月 22 日	一部変更認可
平成 17 年 3 月 31 日	一部変更認可
平成 18 年 8 月 3 日	一部変更認可
平成 20 年 9 月 17 日	一部変更認可
平成 22 年 9 月 13 日	一部変更認可

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、たすけあいの精神を基調として石川県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図るために共同募金事業を行うことを目的として、次の事業を行う。

- (1) 共同募金に関する広報活動の実施と世論の醸成
- (2) 受配者の範囲及び配分予定額の決定
- (3) 募金目標額の決定
- (4) 募金及び配分の実施並びに寄付金の管理
- (5) 受配者に対する配分使途の監査
- (6) 受配者指定寄付金の受け入れ及び審査
- (7) 中央共同募金会において議決した事項の実施
- (8) 社会福祉協議会との連絡調整
- (9) 民間社会福祉資金の総合的調整
- (10) その他本会の目的達成のために必要な事業

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人石川県共同募金会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、事業経営の透明性の確保を図るものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を石川県金沢市本多町3丁目1番10号に置く。

第2章 役員及び職員

(役員の数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 25人
- (2) 監事 3人

- 2 この法人には、会長1名、副会長4名を置き、理事の互選により選任する。
- 3 会長は、この法人を代表する。
- 4 役員を選任に当たっては、各役員についてその親族その他特殊の関係がある者が理事のうち3名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。
- 5 理事のうち1名を専務理事とし、会長が指名する。
- 6 専務理事は、会長の命を受けてこの法人の業務を統括する。

(役員任期)

第6条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 会長、副会長及び専務理事の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員選任等)

第7条 理事は、評議員会において選任し会長が委嘱する。

- 2 監事は、評議員会において選任する。
- 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬)

第8条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(理事会)

第9条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、会長がこれを招集する。
- 3 会長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することがで

きない。

- 6 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 やむを得ない理由で理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 8 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(会長の職務の代理)

- 第10条 会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する他の理事が順次に会長の職務を代理する。
- 2 会長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が会長の職務を代理する。

(監事による監査)

- 第11条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。
- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び石川県知事に報告するものとする。
 - 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

- 第12条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 この法人に事務局長1名を置くほか、職員若干名を置く。
 - 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

第3章 顧問

(顧問)

- 第13条 この法人に顧問若干名を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の推せんを得て会長が委嘱する。
 - 3 顧問は、重要な業務に関し会長の諮問に答える。
 - 4 任期については、役員任期に準ずる。

第4章 評議員及び評議員会

(評議員会)

- 第14条 評議員会は、51名の評議員をもって組織する。
- 2 評議員会は、会長が招集する。
 - 3 会長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しな

- なければならない。
- 4 評議員会に議長を置く。
 - 5 議長は、その都度評議員の互選で定める。
 - 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
 - 7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 8 やむを得ない理由で評議員会に出席できない評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の評議員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、出席したものとみなす。
 - 9 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
 - 10 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(評議員会の権限)

第15条 評議員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
 - (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (3) 募金及び配分に関する事項
 - (4) 定款の変更
 - (5) 合併
 - (6) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
 - (7) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
 - (8) 配分委員の選任
 - (9) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項
- 2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として評議員会の同意を得なければならない。
 - 3 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第16条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

- 2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。
- 3 評議員の選任に関する規程は、別に定める。

(評議員の任期)

第17条 評議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任されることができる。

第 5 章 配 分 委 員 会

(配分委員会)

第 18 条 この法人に、社会福祉法第 115 条に規定する配分委員会を置く。

(配分委員の定数)

第 19 条 配分委員会の委員は、11 名とする。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(配分委員の選任)

第 20 条 配分委員会の委員は、民意を公正に代表するものとし、理事会及び評議員会の同意を経て会長が委嘱する。

(配分委員の任期)

第 21 条 配分委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の配分委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 配分委員は、再任することができる。

(その他)

第 22 条 関係法令及び定款に定めるもののほか、配分委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

第 6 章 部 会 及 び 委 員 会

(部会及び委員会)

第 23 条 この法人に部会及び委員会を置くことができる。

2 部会及び委員会は、専門的事項について、この法人の運営に参画しあるいは会長の諮問に答え、又は意見を具申する。

第 7 章 共同募金委員会

(共同募金委員会)

第 24 条 この法人は、市町の区域ごとに共同募金委員会を置く。

2 共同募金委員会に関する規程は、別に定める。

第 8 章 資 産 及 び 会 計

(資産の区分)

第 25 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次に掲げる財産とする。

(1) 有価証券 200,000 円

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 26 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得て、石川県知事の承認を得なければならない。

(資産の管理)

第 27 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により会長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、管理するものとする。

(特別会計)

第 28 条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第 29 条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に会長において編成し、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(決算)

第 30 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後 2 月以内に会長において作成し、監事の監査を経てから理事会の認定を得なければならない。

2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、法人事務所に備えて置くとともに、地域住民等から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いてこれを閲覧に供しなければならない。

3 会計の決算上繰越金が生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第 31 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 32 条 この法人の会計に関しては、法令及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める会計規程により処理する。

(臨機の措置)

第 33 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 9 章 解散及び合併

(解散)

第 34 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 35 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の 3 分の 2 以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第 36 条 合併しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得て、石川県知事の承認を受けなければならない。

第 10 章 定 款 の 変 更

(定款の変更)

第 37 条 この定款の変更をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得て、石川県知事の認可（社会福祉法第 43 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める事項を除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を石川県知事に届け出なければならない。

第 11 章 公 告 の 方 法 そ の 他

(公告の方法)

第 38 条 第 38 条 この法人の公告は、社会福祉法人石川県共同募金会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第 39 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとし、その任期は 1 年とする。

理 事 会 長	石川県金沢市中川除町 85 番地	嵯 峨 保 二
理 事 副 会 長	〃 〃 金屋町 2 番地 4 番地の 1 合併	浦 上 太吉郎
理 事	〃 〃 八坂 29 番地	荒 崎 良 道
〃	〃 〃 長町 6 番丁 53 番地	麻 生 徳 次
〃	〃 羽咋郡富永村字深江 21 番地	池 田 寛 一
〃	〃 〃 邑知町字千田 44 番地	岩 原 与 之 助
〃	〃 鹿島郡越路町字武部シ部 23 番地	ト 部 修 三
〃	〃 石川郡旭村字宮永新甲 36 番地	大 谷 信 市
〃	〃 河北郡井上村字川尻ヨ 166 番地	河 尻 量 恵
〃	〃 七尾市今町 17 番地	邦 友 外 三
理 事	〃 羽咋郡羽咋町コ 100 番地	坂 本 長 右 衛 門
〃	〃 江沼郡山中町ク 25 番地	田 中 喜 太 郎
〃	〃 金沢市味噌蔵町間の町 8 番地の 1	伝 勝 雄
〃	〃 〃 彦三 5 番丁 61 番地の 9	鳥 畠 徳 次 郎

	〃	〃	〃	下本多町2番丁13番地の2	直山与二	
	〃	〃	〃	小松市三日市町19番地	永井伊助	
	〃	〃	〃	金沢市元車町82番地	中村栄俊	
	〃	〃	〃	〃	殿町51番地の1	中村友吉郎
	〃	〃	〃	鹿島郡鳥屋町字末坂ノ部44番地	長原碩城	
	〃	〃	〃	金沢市高岡町下藪の内3番地の1	西川外吉	
	〃	〃	〃	小松市中町22番地	浜永栄松	
	〃	〃	〃	石川郡館畑村字井口南35番地	林孫吉郎	
	〃	〃	〃	金沢市上川除町39番地	平野芳泰	
	〃	〃	〃	〃	弓の町25番地	真柄要助
	〃	〃	〃	珠洲郡飯田町字11部22番地	宮野要太郎	
	〃	〃	〃	金沢市大隅町11番地	宮西隆	
	〃	〃	〃	河北郡津幡町字清水イ132番地	村佐一	
	〃	〃	〃	鳳至郡町野町字川西ル65番地	室谷信次	
	〃	〃	〃	〃	穴水町字字留地夕の46番地	盛一英
	〃	〃	〃	江沼郡山代町字山代東山町3番地	山谷弥一	
	〃	〃	〃	金沢市中町25番地	吉田次作	
	〃	〃	〃	能美郡寺井町字寺井62番地	米沢清一	
	〃	〃	〃	珠洲郡飯田町字14部11番地	若木伸二郎	
監	事	〃	〃	金沢市仙人町1番地の16	池田外作	
	〃	〃	〃	〃	桜木1の小路13番地	駒井志づ
	〃	〃	〃	能美郡金野村字金平ツ32番地	松下喜一郎	

この定款は、昭和26年7月19日から施行する。

この定款は、昭和27年8月4日から施行する。

この定款は、昭和33年11月20日から施行する。

この定款は、昭和35年9月24日から施行する。

この定款は、昭和37年11月14日から施行する。

この定款は、昭和44年2月5日から施行する。

この定款は、昭和44年3月20日から施行する。

この定款は、昭和57年7月7日から施行する。

この定款は、平成6年4月1日から施行する。

この定款は、平成9年7月1日から施行する。

この定款は、平成13年4月1日から施行する。

この定款は、平成15年4月22日から施行する。

平成13年7月7日就任の役員任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、平成15年5月31日までとする。

この定款は、平成17年4月1日から施行する。

この定款は、平成18年8月3日から施行する。

この定款は、平成20年9月17日から施行する。

この定款は、平成22年9月13日から施行する。

ただし、第7章の共同募金委員会の設置については、当面、変更前の支会及び分会の名称を使用することができるものとする。